

○世田谷区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱

平成 17 年 10 月 1 日 17 保福介第 294 号

改正

平成 23 年 4 月 1 日 23 世介保第 103 号

平成 24 年 7 月 4 日 24 世介保第 477 号

平成 26 年 1 月 28 日 25 世介保第 1007 号

平成 27 年 6 月 1 日 27 世介保第 260 号

平成 27 年 12 月 21 日 27 世介保第 943 号

平成 28 年 4 月 19 日 28 世介保第 101 号

平成 29 年 11 月 20 日 29 世介保第 1060 号

平成 30 年 6 月 20 日 30 世介保第 544 号

平成 30 年 10 月 5 日 30 世介保第 1090 号

令和 2 年 2 月 5 日 31 世介保第 1560 号

令和 2 年 3 月 26 日 31 世介保第 1847 号

令和 2 年 5 月 29 日 2 世介保第 278 号

令和 2 年 12 月 11 日 2 世介保第 1180 号

令和 3 年 5 月 18 日 3 世介保第 248 号

令和 3 年 7 月 29 日 3 世介保第 514 号

令和 4 年 3 月 18 日 3 世介保第 1392 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都の社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（13 福保介第 625 号。以下「東京都事業実施要綱」という。）に基づき、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人をいう。)又は区市町村（以下「社会福祉法人等」という。）が低所得で特に生計が困難である利用者に対して、その利用者負担額を軽減するに当たって当該者に行う必要な手続について定め、もって介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(対象サービス)

第 2 条 助成の対象となる事業に係るサービス（以下「対象サービス」という。）の種類は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 28 年 3 月 31 日 27 世介予第 270 号。以下、「総合事業実施要綱」という。）に基づく次に掲げるサービスとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 通所介護
- (3) 短期入所生活介護
- (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (5) 夜間対応型訪問介護
- (6) 地域密着型通所介護
- (7) 認知症対応型通所介護
- (8) 小規模多機能型居宅介護
- (9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (10) 看護小規模多機能型居宅介護

- (11) 介護福祉施設サービス
- (12) 介護予防短期入所生活介護
- (13) 介護予防認知症対応型通所介護
- (14) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (15) 総合事業訪問介護サービス事業（総合事業実施要綱第3条に規定する総合事業訪問介護サービス事業（住所地特例適用被保険者の場合は住所地特例対象施設所在地において実施する第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業）（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）
- (16) 総合事業通所介護サービス事業（総合事業実施要綱第3条に規定する総合事業通所介護サービス事業（住所地特例適用被保険者の場合は住所地特例対象施設所在地において実施する第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業）（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）

（軽減実施主体）

第3条 事業の主体は、前条に規定する対象サービスを提供する社会福祉法人等で、世田谷区長及び東京都知事に対し、生計困難者等に対する利用者負担額軽減申出書（第1号様式）により、その旨の申出を行ったものとする。

（軽減の対象者）

第4条 軽減の対象者（以下「軽減対象者」という。）は、住民税世帯非課税であって、生計が困難である者及び生活保護受給者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 旧措置入所者（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条に規定するもの）で利用者負担割合が100分の5以下の者（ただし、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。）
- (2) 第2条の対象サービスのうち(1)訪問介護、(5)夜間対応型訪問介護及び(15)総合事業訪問介護サービス事業については、国の特別対策である「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置」の適用を受けている者

2 前項に規定する生計が困難である者とは、次の各号の全ての要件を満たす者のうち、その者の収入、世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として世田谷区長（以下「区長」という。）が認めたものとする。

- (1) 世帯の年間収入（非課税収入を含む）が基準収入額（単身世帯の場合は、1,500,000円とし、世帯構成員が1人増えるごとに500,000円を加えた額）以下であること。
- (2) 世帯の預貯金等の額が基準貯蓄額（単身世帯の場合は、3,500,000円とし、世帯構成員が1人増えるごとに1,000,000円を加えた額）以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

（対象となる利用者負担額）

第5条 軽減の対象となる利用者負担額（以下「対象利用者負担額」という。）は、軽減対象者が対象サービスを利用する際に負担する額のうち、次に掲げる費用に係るものとする。ただし、第2条の対象サービスのうち(3)短期入所生活介護、(9)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、(11)介護福祉施設サービス及び(12)介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。なお、生活保護受給者については、第2条の対象サービス(3)短期入所生活介護、(9)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、(11)介護福祉施設サービス及び(12)介護予防短期入所生活介護における個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

- (1) 介護費

- (2) 食費
- (3) 居住費（滞在費）
- (4) 宿泊費  
（軽減の程度）

第6条 軽減の程度は、前条第1号に規定する費用においては対象利用者負担額の60パーセントと、前条第2号、第3号及び第4号に規定する費用においては対象利用者負担額の25パーセント（老齢福祉年金受給者は50パーセント）とする。ただし、生活保護受給者については、利用者負担額の全額とする。

（区による助成の割合）

第7条 区は、対象利用者負担額の軽減をした社会福祉法人等に対し、次のとおり助成する。

- (1) 第5条第1号に規定する費用においては対象利用者負担額の47.5パーセントを助成する。
- (2) 第5条第2号、第3号及び第4号に規定する費用においては対象利用者負担額の12.5パーセント（老齢福祉年金受給者は25パーセント）を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担額を軽減する社会福祉法人等については、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担額収入に対し軽減した総額の割合が10パーセントを超える部分については、その全額を助成するものとする。

3 第2項の規定による助成に係る手続は、別に定めるところによる。

（高額介護サービス費等との適用関係）

第8条 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、この要綱に基づく軽減を先に行い、軽減後の利用者負担額に対してこれらのサービス費を支給する。なお、高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、東京都事業実施要綱第3条6項に基づく軽減を先に行い、軽減後の利用者負担額に対してこれらのサービス費を支給する。

2 介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額に対して、この要綱に基づく軽減を行うものとする。

（軽減の申請等）

第9条 区長は、対象利用者負担額の軽減を受けようとする者（以下「申請者」という。）に生計困難者等に対する利用者負担額軽減対象確認申請書（第2号様式。以下「確認申請書」という。）に、収入及び預貯金等申告書（第3号様式）及び資産及び扶養の有無に関する申告書（第4号様式）を添付して、申請させなければならない。ただし、生活保護受給者については、公簿等により確認することができると区長が認めたときは、収入及び預貯金等申告書及び資産及び扶養の有無に関する申告書の添付を省略させることができる。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、対象利用者負担額の軽減の可否を審査の上決定し、その結果を申請した者に対して生計困難者等に対する利用者負担額軽減可否決定通知書（第5号様式）により通知するとともに、軽減対象者であると認めた者に対しては、生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証（第6号様式。以下「確認証」という。）を交付しなければならない。

（確認証の有効期限）

第10条 確認証の有効期限は、確認証を発行した月の属する年度の翌年度の7月末日とする。ただし、確認証を発行した月が4月、5月、6月又は7月の場合にあっては、当該月の属する年度の7月末日とし、平成27年4月、5月又は6月においては6月末日とする。

（確認証の更新）

第11条 区長は、確認証の有効期限後においても引き続き軽減対象であると認めるときは確認証を更新することができる。

2 区長は、前項の規定による更新をするときは、軽減対象者に、確認申請書により申請させるものとする。

(確認証の再交付)

第 12 条 区長は、確認証の交付を受けた軽減対象者が、確認証を紛失又は破損、汚損したときは、確認申請書により、確認証の再交付を申請させるものとする。

2 区長は、確認証の破損、汚損による再交付に当たっては、確認申請書に確認証を添付させるものとする。

3 区長は、確認証の紛失による再交付を受けた軽減対象者が、紛失した確認証を発見したときは、直ちに、発見した確認証を返還させなければならない。

(住所等の変更)

第 13 条 区長は、確認証の交付を受けた軽減対象者が、被保険者の住所又は氏名等生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証の記載事項を変更したときは、生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証記載事項変更届(第 7 号様式)により、速やかに区長に届け出させなければならない。

2 前項の規定による届出は、介護保険被保険者証を提示して行うものとする。

(要件の変更)

第 13 条の 2 区長は、第 4 条に規定している生計が困難である者として確認証の交付を受けた軽減対象者が、生活保護の開始後においても引き続き対象利用者負担額の軽減を受けようとする場合は、生計困難者等に対する利用者負担額軽減要件変更申請書(第 8 号様式)により、速やかに区長に申請させなければならない。

2 区長は、第 4 条に規定している生活保護受給者として確認証の交付を受けた軽減対象者が、生活保護の廃止後においても生計が困難である者として引き続き対象利用者負担額の軽減を受けようとする場合は、生計困難者等に対する利用者負担額軽減要件変更申請書(第 8 号様式)により、速やかに区長に申請させなければならない。

3 前項の規定による申請は、生活保護受給者として確認証の交付時に第 9 条の規定により収入及び預貯金等申告書及び資産及び扶養の有無に関する申告書の添付を省略していた場合は、収入及び預貯金等申告書(第 3 号様式)及び資産及び扶養の有無に関する申告書(第 4 号様式)を添付させるものとする。

(確認証の返還)

第 14 条 区長は、確認証の交付を受けた軽減対象者に次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく確認証を返還させなければならない。

- (1) 確認証の有効期限に至ったとき。
- (2) 転居又は死亡により区の被保険者でなくなったとき。
- (3) 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者でなくなったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。

(軽減の方法)

第 15 条 確認証の交付を受けた者が、この要綱に基づき利用者負担額の軽減を受けようとするときは、対象サービスを受ける際に、当該社会福祉法人等が第 3 条の申出を行った社会福祉法人等であることを確認した上で、確認証を提示しなければならない。

2 対象利用者負担額の軽減は、前項の規定により確認証の提示を受けた社会福祉法人等が、確認証を提示した者に対し、確認証の内容に基づいて行うものとする。

(その他)

第 16 条 自らの財政状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第 7 条に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は、上記規定のとおりとする。

第 17 条 生活扶助基準見直しに伴う特例措置

(1) 平成 30 年 10 月 1 日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第 4 条に該当する者については、第 6 条の規定に関わらず、軽減の程度を第 5 条第 1 号について

は、対象利用者負担額の 60 パーセント（老齢福祉年金受給者は 50 パーセント）、同条第 2 号及び第 4 号に係る利用者負担については、対象利用者負担額の 25 パーセント（老齢福祉年金受給者は 50 パーセント）を原則とするとともに、同条第 3 号に係る利用者負担については全額とすることができる。

(2) 令和元年 10 月 1 日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第 4 条に該当する者については、第 6 条の規定に関わらず、軽減の程度を第 5 条第 1 号については、対象利用者負担額の 60 パーセント（老齢福祉年金受給者は 50 パーセント）、同条第 2 号及び第 4 号に係る利用者負担については、対象利用者負担額の 25 パーセント（老齢福祉年金受給者は 50 パーセント）を原則とするとともに、同条第 3 号に係る利用者負担については全額とすることができる。

(3) 令和 2 年 10 月 1 日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第 4 条に該当する者については、第 6 条の規定に関わらず、軽減の程度を第 5 条第 1 号については、対象利用者負担額の 60 パーセント（老齢福祉年金受給者は 50 パーセント）、同条第 2 号及び第 4 号に係る利用者負担については、対象利用者負担額の 25 パーセント（老齢福祉年金受給者は 50 パーセント）を原則とするとともに、同条第 3 号に係る利用者負担については全額とすることができる。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 1 日）

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行し、改正後のこの要綱の第 2 条、第 7 条、第 8 条の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 7 月 1 日）

1 この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

2 平成 21 年 7 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に提供された対象サービスに限り、介護費に係る改正後の第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「47.5 パーセント」とあるのは、「46 パーセント」とする。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日 23 世介保第 103 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 4 日 24 世介保第 477 号）

この要綱は、平成 24 年 7 月 4 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 1 月 28 日 25 世介保第 1007 号）

この要綱は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 1 日 27 世介保第 260 号）

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 12 月 21 日 27 世介保第 943 号）

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 19 日 28 世介保第 101 号）

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 19 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

2 この要綱の第 3 条の規定は、平成 28 年 3 月 31 日までに申出を行った通所介護事業所のうち、平成 28 年 4 月 1 日付で地域密着型通所介護へ移行した事業所（みなし指定事業所）については、「地域密着型通所介護」での申出があったものとし、新たに申出は不要とする。

附 則（平成 29 年 11 月 20 日 29 世介保第 1060 号）

この要綱は、平成 29 年 11 月 20 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 6 月 20 日 30 世介保第 544 号）

この要綱は、平成30年6月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成30年10月5日30世介保第1090号）

この要綱は、平成30年10月5日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則（令和2年2月5日31世介保第1560号）

この要綱は、令和2年2月5日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則（令和2年3月26日31世介保第1847号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月29日2世介保第278号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和2年12月11日2世介保第1180号）

この要綱は、令和2年12月11日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則（令和3年5月18日3世介保第248号）

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前に作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年7月29日3世介保第514号）

1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前に作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年3月18日3世介保第1392号）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前に作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。